

写

7 消 安 第 2683 号
令和 7 年 7 月 28 日

各都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

ランピースキン病防疫対策要領の一部改正等について

平素より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令」（令和 7 年政令第 256 号）、「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」（令和 7 年農林水産省令第 32 号、以下「指定政令」という。）及び「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則」（令和 7 年農林水産省令第 33 号。以下「指定省令」という。）が施行されたことを踏まえ、「ランピースキン病防疫対策要領」（令和 6 年 1 月 23 日付け 5 消安第 6169 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生の予防及びまん延防止措置の円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

なお、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「則」という。）に規定する別記様式について、指定省令により読み替えることとなりますが、指定政令及び指定省令は期限を区切った緊急的な措置であることから、則に規定する様式をそのまま使用するものと整理します。

また、発生予防及びまん延防止措置に係る通知等についても、監視伝染病又は家畜伝染病としている箇所を「ランピースキン病を含むもの」として運用いただきますようお願いいたします。

以上

(別記)

北海道知事 殿
青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
秋田県知事 殿
山形県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿
埼玉県知事 殿
千葉県知事 殿
東京都知事 殿
神奈川県知事 殿
新潟県知事 殿
富山県知事 殿
石川県知事 殿
福井県知事 殿
山梨県知事 殿
長野県知事 殿
岐阜県知事 殿
静岡県知事 殿
愛知県知事 殿
三重県知事 殿

滋賀県知事 殿
京都府知事 殿
大阪府知事 殿
兵庫県知事 殿
奈良県知事 殿
和歌山県知事 殿
鳥取県知事 殿
島根県知事 殿
岡山県知事 殿
広島県知事 殿
山口県知事 殿
徳島県知事 殿
香川県知事 殿
愛媛県知事 殿
高知県知事 殿
福岡県知事 殿
佐賀県知事 殿
長崎県知事 殿
熊本県知事 殿
大分県知事 殿
宮崎県知事 殿
鹿児島県知事 殿
沖縄県知事 殿